

# 外国人とともに生き合う社会をつくるために 外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、尊重する

## ◇外国人に開かれつつある制度

2012(平成24)年7月から、新しい在留管理制度が始まりました。新しい制度では、外国人登録証明書に代わって「在留カード」などが発行されるとともに、日本人同様に住民票が作成されるようになり、以前よりも転居などの手続きが簡単になりました。

また、2019(令和元)年4月から出入国管理及び難民認定法及び参政権や公務員の採用などは制限がありますが、外国人学校の国内諸大会への参加、国公立大学への入学などは開放されてきました。また、外国語の表示やアナウンス導入など、外国人とともに生き合う社会をつくる取組が進んでいます。



## ◇多文化共生社会(国際社会)の一員として

外国人ということだけで、偏見や差別意識をもつことは間違いです。ともに地域で暮らすパートナーとして、それぞれの国の文化などについて正しく知ろうとすることや、言語、宗教、習慣等の違いを超え、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、尊重することが、これからの多文化共生社会(国際社会)の一員として望まれています。

## 「ヘイトスピーチ」って?【法務省ホームページより】

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています(内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成29年10月)」より)。

例えば、

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの  
(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの  
(「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など)
- (3) 特定の国や地域の出身者である人を、著しく見下すような内容のもの  
(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



# これだけは知っておきたい外国人の人権 正しく知ることが相手を思いやることにつながります



岐阜市の人権啓発シンボルマーク「あったかハートちゃん」  
(このキャラクターは、2003(平成15)年に岐阜総合学園の生徒がデザインしてくれました。)

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり  
～ よく生き合おう ～

## 日本国憲法

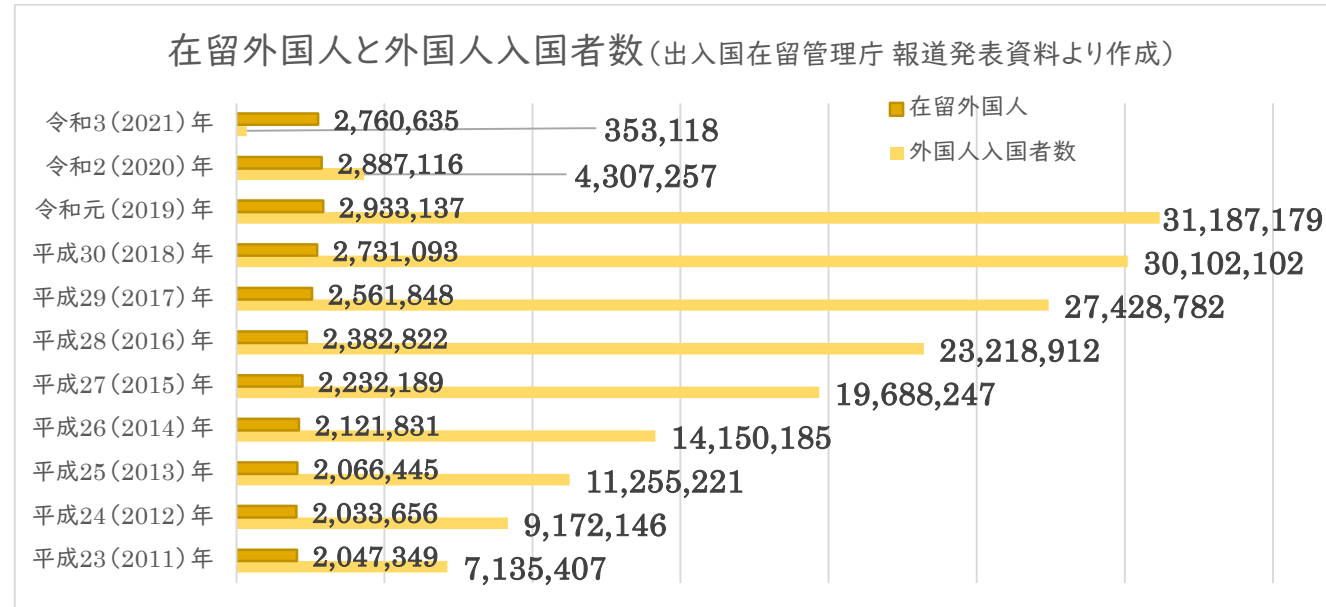
第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

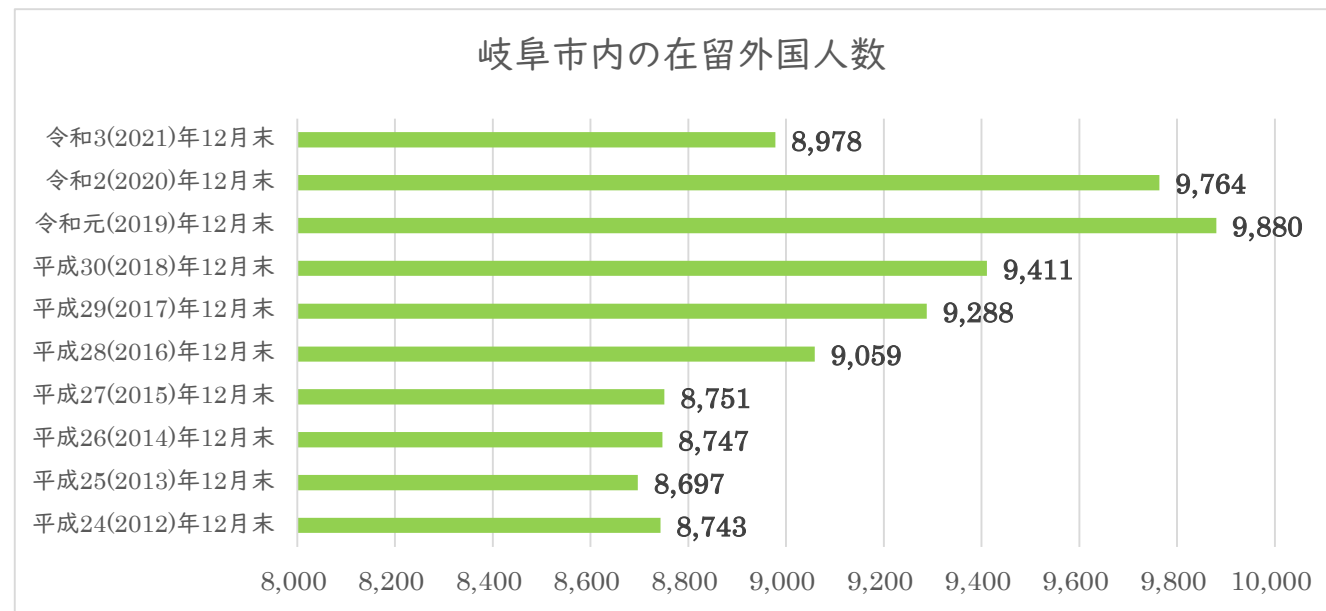
# 外国人の人権について正しく知りましょう

## ◇ 多文化共生への動き

外国との人的及び物的交流が進んでいます。それとともに、わが国に入国する外国人は増加しており、令和元(2019)年には、約3187万人で過去最高になりました。



在留外国人も令和3(2021)年末現在、約276万人(岐阜市は、8,978人「令和3年12月現在 岐阜県公表データ」)です。多様な文化が共存する社会へと進んでいます。



このような状況の中、外国人とともに暮らすまちづくりに向けた行政の様々な施策や、外国人と進んで交流しコミュニケーションを図る民間の取組も進んでいます。



## ◇ 在留外国人

1990年(平成2)年に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、ブラジルやペルーなどからの日系人が増加し、さらに留学や研修・技術実習制度による就労などにより、中国やフィリピンといったアジアからの外国人が増加しました。近年では、ベトナムやネパール出身の外国人の増加がみられるなど、国籍も多様化しています。外国人が言語や文化の違いから、学校や地域、職場などで差別を受けないように、教育や社会保障の面などで配慮が必要です。

## ◇ 外国人に対する様々な人権問題の発生

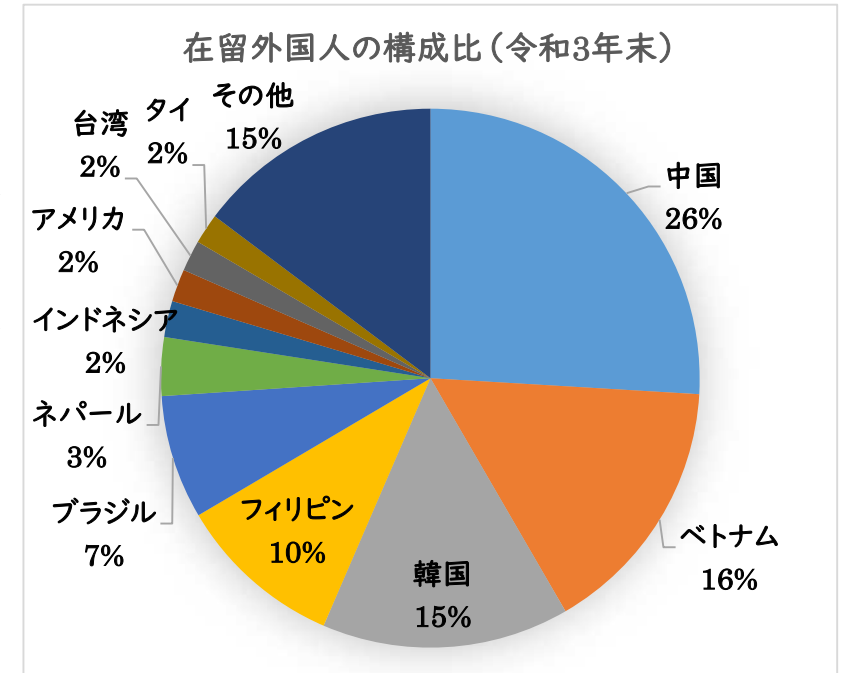
外国人の増加にともない、言語、宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しています。例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされたりする事案が発生しています。また、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題もあります。

## ◇ 在日韓国・朝鮮人

日本で暮らす外国人で、中国人、ベトナム人について3番目に多いのが、韓国人で、現在、約41万人が暮らしています。この中には、1910(明治43)年の日本の韓国併合による植民地支配の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫も多くいます。

朝鮮半島の国は、歴史的に大陸の文化を伝える重要な役割を果たすなど、日本とは長い友好の歴史がありました。しかし、明治時代以後、日本の大陸進出や朝鮮半島の植民地化政策(同化(日本人化)政策)などにより、朝鮮人を見下す偏見や差別意識が強まってきました。

第二次世界大戦後、植民地支配から解放され、多くの朝鮮人は帰国しました。しかし、長い植民地支配のため朝鮮での生活の基盤を失った人やその子孫は、戦後外国人として特別永住資格を得て日本に残りました。しかし、残念なことに、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や就職や結婚などの差別は今なお根強く残っています。



## ◇ ヘイトスピーチ対策法の制定

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。

**「ヘイトスピーチ、許さない。」**